

仕様書

1. 業務名

企業版ふるさと納税に係るマッチング支援業務委託

2. 業務目的

岡山市は、国の認定を受けた地方公共団体の地方創生プロジェクトに対し、企業が寄附を行った場合に税制上の優遇措置が受けられる「地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）」を活用することで、岡山市の地方創生の推進及び地方創生プロジェクト（以下、「対象プロジェクト」という）実施のための新たな財源確保に努めている。

本業務では、岡山市外に本社が所在する企業に対し、岡山市の対象プロジェクトに係る関心を引き出す働きかけを行い、寄附獲得額の増大を目的とする。

3. 委託業務期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4. 業務内容

本業務の内容は、次の通りとする。なお、具体的な内容は委託者と協議の上、決定することとする。ただし、多目的屋内施設（アリーナ）整備事業へ寄附を募る業務は本業務に含まない。

- (1) 岡山市外に本社が所在する企業に対し、企業版ふるさと納税の制度概要と各寄附対象プロジェクトの概要、寄附を行った場合のメリット等について説明し、岡山市への寄附を募る業務。
- (2) 前号の業務を実施した上で、企業の意向を確認し、寄附の意向がある企業（以下、「寄附希望企業」という）を委託者に紹介する業務。
- (3) 企業版ふるさと納税の専用サイトやパンフレット等のPR手段を活用して、岡山市の企業版ふるさと納税をPRする業務。なお、PRに係る費用（郵送費、印刷費、サイト利用料等）は全て受託者負担とする。
- (4) 「4.業務内容（3）」のパンフレットデータを作成した場合は、当該パンフレットデータを委託者へ無償提供すること。なお、提供するパンフレットデータのファイル形式はパワーポイント（.pptx）またはPDF形式とし、委託者の行う寄附事業についての説明資料として委託者が使用（ホームページ掲載等）することに同意すること。
- (5) 企業版ふるさと納税に係る企業のニーズ分析及び委託者への情報提供。委託者が行う企業版ふるさと納税の各寄附対象プロジェクトのPRについての協力や助言、寄附の増加に寄与する情報提供等のコンサルティング業務。

5. 業務の遂行について

- (1) 受託者は、業務実施体制を明確にし、業務を適切に実施するために必要な経験等を有する担当者の配置を行うこと。また、受託者は契約後すみやかに本業務に従事する作業責任者を選任し、業務責任者届にて届け出ること。
- (2) 受託者は、本業務を遂行するにあたり、業務計画及び、受託者が寄附を働きかける予定の企業一覧を委託者へ事前に提出すること。
- (3) 前号で提出した企業の一覧をもとに、委託者が寄附を働きかける企業と、受託者が寄附を働きかける企業が重複しないこと等に配慮した調整を受託者とともに行うとともに、可能な限り委託者の意見及び要望を取り入れた上で本業務を遂行すること。
- (4) 受託者は、関係法令等を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもって、本業務を遂行すること。
- (5) 受託者は、寄附希望企業を委託者に紹介するにあたり、以下の業務を不足なく行うこと。
 - ア. 寄附希望企業に対して、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）における、地方創生応援税制の仕組み及び対象プロジェクト等の説明を行うこと。
 - イ. 寄附希望企業が反社会的勢力に該当しないことを確認し、「反社会的勢力の排除に関する表明・確約書」を寄附希望企業から徴取すること。
 - ウ. 受託業者の営業に基づき寄附に至った旨を証明する書面（任意様式）を寄附希望企業から徴取すること。
 - エ. 寄附希望企業から「企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）寄附申出書」を徴取すること。
 - オ. その他、委託者が寄附を受けるにあたり手続き上必要とする書面（以下「寄附申出書等」という。）を寄附希望企業から取得し、委託者に提出すること。寄附申出書等の提出については委託者の設ける受託事業者用電子申請フォームを使用した提出を想定しているが、受託者は書面及び電子メールなども活用し円滑な提出及び調整に努めること。具体的な提出方法については委託者と協議の上、決定すること。
- (6) その他双方協議の上で決定した、委託者が寄附を受けるにあたり事前に調整すべき事項を寄附希望企業と調整すること。
- (7) 寄附の獲得が具体化する際は、あらかじめ委託者に情報共有すること。
- (8) 受託者は、委託者が求めたときは、速やかに本業務の遂行状況を報告すること。

なお、報告方法は、委託者の指示に従うものとする。
- (9) 受託者は、寄附希望企業が岡山市に対して寄附を行うことの見返りとして、寄附希望企業に経済的利益（金銭に限らない）を供与してはならない。
- (10) 受託者が自ら岡山市に寄附をしてはならない。

6. 協議

- (1) 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受託者は委託者と緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

7. 委託料額

- (1) 寄附希望企業から提出された寄附申出書等により受託者の働きかけであることが確認できなかった場合は委託料支払いの対象としない。
- (2) 受託者が働きかけを行った寄附希望企業が、岡山市に対して寄附を行った場合、委託者は速やかに受託者に伝えるものとする。
- (3) 受託者が委託者に対して寄附希望企業を紹介して寄附受領に至った場合に、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。なお、インセンティブ率は公示文「8 企画提案書の提出 (3) 注意事項 ケ」に基づき見積書(様式5)で提示したインセンティブ率とし、寄附金額にかかわらず同一とする。

委託料＝寄附金額×インセンティブ率(1円未満の単位は切り捨てる)
但し、寄附企業1社につき委託料の上限を1,000,000円とする。
上記金額に消費税及び地方消費税相当額を加算するものとする。

- (4) (3)の委託料の請求は、寄附のあった月末に受託者から完了通知書が提出され、委託者の検査を受けた後に速やかに行うものとし、請求額は、寄附額から算出された委託料とする。

8. 業務の進捗報告

本業務の受託者は、委託者に対し業務の進捗に応じて定期的に業務の状況報告を行うこと。特に、月の委託料の合算が1,000,000円以上となることが見込まれる場合は、受託者は速やかに委託者に報告すること。

9. 法令遵守

受託者は、業務の実施に当たり、岡山市契約規則、個人情報の保護に関する法律その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。

10. 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が委託者もしくは第三者に損害を与えた場合又は第三者より損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、委託者の責に帰すべき事由によるものを除き、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わない。

11. 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、または委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (2) 受託者は、業務の実施にあたり、岡山市契約規則、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令・条例等を遵守し、取得した個人情報の取扱いに最大限の注意を払うこと。

12. 著作権等

- (1) 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を、当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、前項に基づき著作権を譲渡した著作物に関し、著作者人格権を行使しない。
- (3) 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、委託者の責に帰すべき事由による場合を除き、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。
- (4) 受託者は、本業務を遂行する上で委託者が必要と認める場合に限り、岡山市が著作権を保有する岡山市の著作物を、本業務の範囲内で無償にて使用することができるものとし、委託者は、受託者が当該著作物を、岡山市及び第三者の権利を侵害することなく使用できるように調整する。

13. その他

本業務を適正かつ円滑に実施する為、受託者は各々の業務について委託者と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議のうえ委託者の指示に従い、業務を遂行すること。